

## 児童福祉施設等における外国につながる

### 児童及び保護者への通訳支援事業関係業務

#### 会計年度任用職員募集要項

#### 1 業務内容

児童福祉施設等において、外国につながる児童及び保護者への支援を行うため、翻訳者を介した正確かつ迅速なコミュニケーションが可能となる多言語リモート通訳システムを導入・運用するにあたり、以下の業務に従事していただきます。

- ・幼保企画課が所管する施設にかかる各種提出書類の収受・整理・内容確認
- ・書類不備への修正依頼の連絡
- ・施設からの電話問合せ対応
- ・支払データ作成
- ・その他事務全般 等

#### 2 応募資格

次の（1）から（3）の要件をすべて満たす方

- (1) 一般的な事務作業（パソコン（Word、Excel）の基本的な操作、電話対応等）ができる者
- (2) 令和8年4月1日現在、満18歳以上の者
- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定人数

1名

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、再度任用する場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

勤務時間：午前9時から午後5時15分まで

勤務日数：週4日勤務

休憩時間：45分

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）、

年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(3) 勤務地

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階

(4) 報酬等

報酬（月額）176,436円～196,620円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（期末勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。

※報酬等は募集時点のものであり、給与改定等により変更になることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇</li><li>・災害等による通勤等の出勤困難な場合 等</li></ul> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生理休暇・妊娠障害休暇・ドナー休暇・育児時間休暇</li><li>・子の看護等休暇※・短期介護休暇※（※）別途取得要件あり</li></ul>

※上記の他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

・當利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務

や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

## 6 試験日時・場所

### (1) 試験日

令和8年3月6日（金曜日） 午前9時30分から

### (2) 試験会場

大阪市北区中之島1－3－20

大阪市役所内 会議室

### (3) その他

集合、試験開始時間、試験会場の詳細については、受験者本人あて電話連絡します。

試験当日は直接会場へお越しください。

## 7 選考方法

### (1) 筆記試験

本市課題による作文

### (2) 口述試験（1人あたり15分程度）

主として人物について面接を行います。

### (3) 合格者の決定方法

筆記試験及び口述試験の合計点により決定され、合計得点が一定点数以上のものを合格者とします。ただし、筆記試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

### (4) 合格から採用まで

- ・合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき任用します。登録されても任用時期が令和8年4月2日以降になる場合や任用されない場合があります。任用候補者が、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- ・合格後又は「候補者名簿」に登録後、受験資格がないことや申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。
- ・任用予定者については、別途、初任給決定に必要な書類等を提出していただきます。

## 8 申込方法

次の書類等を持参または郵送等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真（確実に本人確認ができるもの）を必ず貼付してください。

イ 申し立て書

※ア・イの様式は所定の様式（下記ホームページから取得）を使用してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000670392.html>

## 9 申込書等の受付期間等

### (1) 受付期間

令和8年2月10日（火曜日）から令和8年2月27日（金曜日）17時00分まで

※送付の場合は必着。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く受付期間内の午前  
9時30分～午後5時（午後0時15分～午後1時除く。）に持参してください。

### (2) 送付または提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）

### (3) その他

- ・送付の場合は、『会計年度任用職員採用申込書等在中（外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業）』と朱書きした封筒に入れてください。
- ・送付の場合は、必ず簡易書留または簡易書留に準ずるもので送付してください。
- ・送付中に発生した事故については、責任を負いません。
- ・郵送料不足の場合は受付できません。

## 10 合否の通知

試験結果については、令和8年3月11日（水曜日）以降に受験者全員に通知します。

なお、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

## 11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 集合時刻に30分以上遅刻した場合は、受験できません。
- (4) 受験資格がないこと及び申込み内容に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 本採用は、令和8年度の予算発効をもって有効とします。

### 受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得たうえで、受験申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

#### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

### 【問い合わせ先】

大阪市こども青少年局

幼保施策部幼保企画課（企画調整グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話 06-6208-8031